



11月はいじめ防止強化月間です。

三重県いじめ防止条例 ※条例→県によって制定された法（法律）

学校と保護者と児童がそれぞれの役割を果たしていじめを防止していくための、いじめ防止条例を紹介します。（第22条までのうち直接保護者や児童に関わる条項をぬきだしてあります。また文を要約してわかりやすくしてあります。原文は三重県のHPでもご覧になれます。）

第1条 条例の目的

いじめは教育を受ける権利を侵害し、命の危険も生じさせる。いじめを防止することで児童が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくれるようにする事を目的としている。

第2条 いじめの定義

対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条 いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。←これは原文のまま

第7条 学校の責務

児童一人ひとりについての理解を深め、学校全体でいじめの早期発見にとりくみ、児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。また、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。

第8条 保護者の責務

保護者は児童がいじめを行わず、いじめを傍観しないよう、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる気持ちを育むとともに、規範意識を養うための指導を行うよう努める。

第10条 児童の役割

児童は、自分のことを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、たがいを尊重するよう努める。いじめを発見した場合は、みているだけでなく学校の先生、家族またはいじめ防止に関する場所や団体に相談するようにする。

今年も実施！ピンクシャツ運動

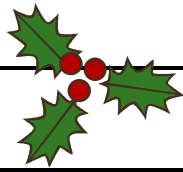
各地でピンクシャツ運動が実施されています。ご存じのように、カナダで起こったいじめ撲滅の行動が世界中に広がったもので、三重県においては4月と11月のいじめ防止強化月間と重なるかたちでピンクシャツ運動が広がりを見せています。

伊曾島小学校においては2019年度から11月に、この運動を1週間おこなっています。もちろん、ピンク色の服を着ることが目的ではありません。「いじめダメ！」の気持ちを高揚させるために共通した動きを起こし、仲間づくりのきっかけにすることを目的に、児童会役員と賛同する児童が呼びかけを行います。11月13日からの1週間、ピンクのものを身につける活動を行います。この運動のためだけに衣服など購入していただく必要がないよう、ピンクのワッペンなどを用意する計画です。

【裏面に12月予定が掲載されています】

12月

の予定



月	火	水	木	金	土	日
				1 SHP 1~5年14:55下校 6年15:30下校 ワックスかけ (廊下・階段)	2 わくわく 農園	3
4 なかよしクラブ	5 人権フォーラム くわな SHP, SC	6 1~4年14:55下校 5~6年15:30下校 ワックスかけ (教室)	7 食育授業	8 6年社会見学 和楽器体験教室	9	10
11	12	13 JTE, SC	14 SHP	15 個別懇談会① 13:05下校	16	17
18 個別懇談会② 13:05下校 SHP	19 個別懇談会③ 13:05下校	20 4限 13:40下校 前項集会	21 4限 13:40下校	22 終業式 4限 13:05下校	23 冬期休業 ~1/8	24
25	26	27	28	29 学校閉鎖 ~1/3	30	31 大晦日

学校施設閉鎖(12/29~1/3)…平日でも職員は出勤しません。

◆3学期始業式(開始)は1月9日(火)です。

伊曽島小ホームページのURL <http://www.kuwana-c.ed.jp/isojima-e/>
・学校の様子や行事予定について随時更新しております。ご活用ください。